

松山市議会新型コロナウイルス感染症対応指針

令和2年12月28日

松山市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会

1 目的

この指針は、松山市議会議員が新型コロナウイルスの陽性者となった場合における迅速かつ適切な対応について定めるものとする。

2 議員がPCR検査又は抗原検査で陽性となった場合

- (1) 議員はPCR検査又は抗原検査で陽性となった場合は、検査結果を議長に報告し、保健所の指示に従う。
- (2) 陽性となった議員は登庁しない。復帰時期については保健所の判断に従うものとし、適宜、議長に報告するものとする。

3 情報公開について

- (1) 議員はPCR検査又は抗原検査で陽性となった場合は、市議会における報道発表及び市議会ホームページでの公開に同意するものとする。

(公開する内容) ・感染の事実(市議会議員が陽性となった旨※)

※市議会議員が、いつ、何名、陽性者となったという事実のみを公開します。
※氏名等の個人情報については市のホームページでは公開しません。
※保健所の聞き取り等による年代・性別・職業等の個人情報の公表は、当該議員が自己の意志に基づき個別に行うものとします。

4 その他

- (1) 感染者情報については、プライバシーや人権に配慮し適切に取り扱う。
- (2) 本対応指針は、国・県・市などの対応状況に応じて松山市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会が修正する。